

## お知らせ掲示板

### くらし

#### マイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスを休止します

☑ システムメンテナンスのため、証明書コンビニ交付サービスを休止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします

##### ■休止期間

2月19日(金) 終日

##### ■対象証明書

- ・住民票の写し(本人・世帯全員・世帯の一部)
  - ・印鑑証明書
  - ・市県民税(所得・課税)証明書
  - ・戸籍全部事項・個人事項証明書(戸籍謄本・戸籍抄本)
- (地域政策課 ☎328-2067)

#### 免許センターでマイナンバーカードの申請を

期 2月1日(月)～14日(日) ※土・祝日を除く 時 午前9時～午後3時 ※正午～午後1時を除く 場 熊本県運転免許センター(菊池郡菊陽町辛川2655) ☑ 期間中、免許センターでもマイナンバーカードの申請を受け付けます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、免許更新の際にぜひ利用ください 特 マイナンバー通知カードと本人確認書類(郵送受取希望の方:運転免許証と保険証、窓口受取希望の方:運転免許証)

(地域政策課 ☎328-2067)

#### ストップ!「電話で『お金』詐欺」

防犯協会職員や警察官、銀行職員、市職員等を装い不審電話をかける事案が発生しています。

不安をおおひ、個人情報を読み出したり、「払戻しがある」、「通帳が使えない」などとキャッシュカードや通帳を受け取りに来ることもあります。

公的機関からの電話は、所属、氏名を聞き、代表電話にかけ直して確認しましょう。

また、被害に遭わないために、電話で「お金」や「キャッシュカード」の話が出たら詐欺と疑い、すぐに110番しましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

#### 繁華街アーケード内は自転車乗り入れ禁止です

最近、自転車による危険運転が発生しています。歩行者専用道路への自転車乗り入れは、道路交通法違反(3か月以下の懲役または5万円以下の罰金)です。特に、上通・下通・新市街アーケード内は歩行者の通行量が多く、接触事故につながります。自転車の乗り入れは絶対にやめましょう。

また、信号無視や無灯火、スマホを見ながらの運転などの危険運転も、大きな事故につながります。交通ルールとマナーを守り、安全運転に努めましょう。

(生活安全課 ☎328-2397)

#### 消費者トラブル注意報

宅配業者を装った「不在通知」の偽ショートメッセージ(SMS)に注意してください。

■偽サイトにアクセスして不正なアプリをインストールした結果、自身のスマートフォンからSMSが多数送信されて、身に覚えのない通信料が発生した。

■偽サイトにアクセスしてID・パスワード等を入力した結果、キャリア決済などを不正利用されて、身に覚えのない請求を受けた。

##### →トラブル防止のポイント

- ・SMSやメールで「不在通知」が届いても、記載のURLに安易にアクセスしない。
- ・提供元不明のアプリをインストールしたり、不明なサイトでID・パスワード等を入力しない。
- ・セキュリティソフト等を活用し、迷惑SMSやメール、ID・パスワード等の不正利用への事前対策を行う。

消費者トラブルで困ったら、一人で悩まず、迷わず市消費者センター(午前9時～午後5時)へ。

(市消費者センター ☎353-2500)

#### 相続した空き家の譲渡所得の特別控除

特別控除(3,000万円)の対象となる場合、確定申告時に税務署への提出が必要となる「被相続人居住用家屋等確認書」を交付しています。譲渡日以降に申請可能です。申請を希望する方は、早めに準備・手続きをしましょう。※確認書の交付を受けても本特例を受けられない場合があります。

詳しくは、お近くの税務署へ。

(空家対策課 ☎328-2514)

#### 空き家管理サービス事業者を紹介します

大切な空き家の管理でお困りの方へ、空き家の管理サービスを行っている事業者を紹介します。

##### 【空き家管理の例】

通風、通水、家屋の掃除、樹木の剪定、除草など。

※管理業務の内容や料金等は、事業者と話し合って決定してください。契約の仲介は行いません。

詳しくは、市ホームページへ。

(空家対策課 ☎328-2514)



#### 空き家バンクを開始します

空き家バンクとは、空き家を売りたい・貸したい方から提供された物件情報を、空き家を買いたい・借りたい方に紹介することで、空き家の有効活用を促進する制度です。空き家物件の売買・賃貸契約に関する手続きは、市と協定を締結している「不動産団体」会員の宅地建物取引業者が行いますので安心して利用できます。

##### ■2月から登録希望の空き家物件を募集します

大切な空き家を有効活用してみませんか。

詳しくは、市ホームページまたは空家対策課へ。

(空家対策課 ☎328-2514)



#### 北方四島は日本固有の領土です

毎年8月と2月は「北方領土返還運動全国強調月間」、2月7日は「北方領土の日」です。

北方領土問題の解決のためには、ロシアとの外交交渉を粘り強く継続していく必要があります。この交渉を後押しする最大の力は、北方領土の返還を求める一致した国民世論です。北方四島(択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島)は日本固有の領土です。北方領土問題の早期解決に向け関心を持ち、さらに理解を深めましょう。

詳しくは、内閣府北方対策本部(☎03-5253-2111)へ。

(広報課 ☎328-2043)

#### 女性人材を募集します

☑ 本市の審議会委員やセミナー等の講師などで活躍する女性を増やすため、女性人材を募集します ☑ 市内に住むか通勤する20歳以上の女性で、次の①～④のいずれかに該当する方 ①国家資格や専門的知識を持つ方(弁護士、公認会計士等の専門的技能保有者) ②公的機関(国、地方自治体)で審議会委員の経験のある方 ③講演活動(講師やパネリスト等)、執筆活動等の経験がある方 ④市政や地域の発展に貢献したい方 特 登録票を持参または郵送、メール(danjokyoudou@city.kumamoto.lg.jp)で〒860-8601男女共同参画課へ ※登録票は市ホームページからダウンロード可。

(男女共同参画課 ☎328-2262)

#### TO熊カードの払戻期限は3月31日まで

☑ 残高のあるTO熊カードをお持ちの方は発行元の事業者窓口で手続きをしてください ※TO熊カードの残高がプレミアム額を下回る場合は払戻しできません 特 身分証明書 特 お手元のTO熊カード裏面の連絡先へ

(交通局総務課 ☎361-5233)

#### 三山荘、東部交流センターを休館します

東部環境工場の定期保守点検に伴い、下記の期間、休館します。

##### ■三山荘

期 2月1日(月)～3月15日(月)

場 三山荘(☎380-7120)

##### ■東部交流センター

期 2月14日(日) 場 東部交流センター(☎349-0888)

※2月13日(土)は午後5時に閉館。

※足湯、シャワーは2月1日(月)～3月8日(月)まで閉鎖。

(東部環境工場 ☎380-8211)

#### 県立図書館の本を市の図書館で受け取れます!

市立図書館等22か所で県立図書館で借りた本を受け取ることが出来ます。県立図書館のホームページで、借りたい本と受け取りたい市の図書館を指定して予約してください。貸出準備完了のメールが届いたら、指定した図書館で受け取ることが出来ます。

※予約と受け取りには県立図書館の登録カードが必要です(市の登録カードは不要)。

##### 受取可能図書館

- ・図書館(5か所)
- ・男女共同参画センターはあもにい
- ・公民館図書室(15か所)
- ・市議会図書室

##### 返却も市立図書館で

市の図書館で返却も可能です。県立図書館窓口で借りた本も返却できます。

(市立図書館 ☎363-4522)

## 委員募集

#### 特別史跡熊本城跡保存活用委員会

熊本城の保存と活用(城内の保存整備や公開活用等)について検討するための委員

任期 委嘱日～令和5年3月31日

対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方

定員 1人(書類・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは熊本城調査研究センター(☎355-2327)へ。

#### 五福まちづくり交流センター運営協議会

五福まちづくり交流センターの運営について、広く市民の皆さんからの意見をいただくための委員

任期 委嘱日から2年

対象 市内に住むか通勤・通学する20歳以上の方

定員 1人(作文・面接による選考)

詳しくは、市ホームページまたは五福交流室(☎359-0300)へ。

## くらしの中の人権 87

### SDGsと人権

皆さんはSDGsを知っていますか。SDGsとはSustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略で、平成27年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、世界のすべての人が幸せになるためにみんなで取り組む17の目標のことです。

今では世界中の国や企業、団体がSDGsを踏まえた取り組みを行っていますが、このSDGsの17の目標には人権と関係するものが多くあります。それはこれらの目標が人権尊重の考えに基づいて設定されているからです。

本市は令和元年に国から「SDGs未来都市」に選定されました。熊本市第7次総合計画でも、あらゆる施策がSDGsの理念を踏まえて策定されています。私たちもこのまちの一員として、すべての人々の人権を守るために支え合い、持続可能なまちづくりに参加していきましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)